

宮崎公立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する内部監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「宮崎公立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」第41条に規定する内部監査及び内部監査班について必要な事項を定める。

(内部監査班)

第2条 内部監査班は、理事長が指名する職員若干名をもって組織する。

- 2 内部監査班に班長及び副班長を置く。
- 3 班長は理事長が任命し、副班長は班長が指名する。

(業務)

第3条 内部監査班は次の業務を行う。

- (1) 年度内部監査計画の策定に関すること。
- (2) 内部監査の実施に関すること。
- (3) 内部監査報告書の作成及び理事長への報告に関すること。
- (4) その他内部監査に関し必要な業務。

(内部監査班の権限)

第4条 内部監査班は、内部監査を受ける対象職員に対し、関係資料の提出、事実の説明、報告、その他内部監査の実施のために必要な行為を求めることができる。

(内部監査班の遵守事項)

第5条 内部監査班は、内部監査の実施に当たり、独立性を確保し、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

- 2 内部監査班は、業務上知ることのできた情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- 3 内部監査班は、内部監査を受ける職員に対し業務の処理、方法等について、直接指揮命令してはならない。
- 4 内部監査班は、内部監査の実施に当たり、内部監査対象職員の業務に著しい支障を及ぼすことのないように配慮しなければならない。

(内部監査の実施)

第6条 内部監査は、これを適正かつ効果的に実施するため、原則として、あらかじめ策定した年度内部監査計画に基づき実施するものとする。

- 2 内部監査班長は、内部監査を実施するときは、あらかじめ内部監査対象職員に対し、内部監査の日時その他内部監査に必要な事項を通知する。ただし、緊急を要する場合又は特に必要があると認められる場合は、この限りでない。
- 3 内部監査は、実地監査、書面監査その他適当と認める方法により行う。

(内部監査結果の報告及び措置)

第7条 内部監査班長は、内部監査終了後速やかに、内部監査の結果を記載した内部監査報告書を作成し、理事長に報告する。ただし、緊急を要する場合は、内部監査終了後直ちに、口頭により報告するものとする。

2 理事長は、前項の報告により業務の是正又は改善のための措置が必要と判断したときは、内部監査班長を通じ当該内部監査対象職員に対して、業務改善の指示を行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、内部監査及び内部監査班に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。